

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）〔抜粋〕

（排水基準）

- 第 3 条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。
- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第 2 項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第 1 項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 都道府県が第 3 項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）〔抜粋〕

（排水基準に関する条例の基準）

- 第 4 条 法第 3 条第 3 項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第 3 条第 3 項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第 2 条第 3 項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

環境の保全と創造に関する条例（平成7年7月18日条例第28号）〔抜粋〕

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水（廃液を含む。以下同じ。）、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、工場等（工場、事業所等事業を行う場所をいう。以下同じ。）の緑化、ごみの散乱の防止等に必要な措置を講じなければならない。

第22条 県は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

（環境基準）

第33条

- 4 知事は、第1項の規定により環境基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、第1項の規定により環境基準を定めるときは、当該環境基準を告示するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（規制基準の設定）

第34条 知事は、排出基準及び設備基準（以下これらを「規制基準」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の排出基準は、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度とする。
- 3 第1項の設備基準は、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の構造並びに使用及び管理に関する基準とする。
- 4 規制基準は、地域又は水域の特殊性、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。